

第3次聖籠町都市計画マスタープラン(案) 意見募集結果

- 1 実施日 令和3年5月8日(土)～ 令和3年6月6日(日)
- 2 実施方法 町役場(ふるさと整備課)、町民会館、図書館、保健福祉センター、町ホームページ
- 3 募集状況

提出者数	1人	提出方法	窓口(意見箱)	郵送	FAX	電子メール
提出件数	1件		-	-	1	-

- 4 意見及び回答

No.	検討案 該当 ページ	「項目名」 または 「〇〇について」	意見等	町の考え方	修正
1	53	都市計画について	<p>町内の主要地方道新潟新発田村上線の沿線のほとんどが「指定既存集落(大規模集落)」又は「都市計画法第34条第11号地域」(以下、「11号地域」という。)に指定されていますが、山倉小学校地先から新発田市との行政界までの間は指定されていません。また、この区域は聖籠町の要望により、昨年度新潟県によって歩道が整備されて通行車両と歩行者の安全が確保され、今後の地域の発展が期待されています。</p> <p>現状は指定要件に該当しないため「11号地域」から外されている旨の説明を、聖籠町ふるさと整備課から受けましたが、私は山倉地区の発展のために都市計画法の柔軟な運用がなされてしかるべきであろうと考えております。</p> <p>この件は聖籠町全体の均衡ある発展のためでもありますので、この機会に是非とも町に対応をご検討いただきたいと存じます。</p>	<p>「11号地域」の指定につきましては、国の運用基準に基づき新潟県をはじめとし、新潟都市計画区域の構成市町である新潟市、新発田市及び本町で協議し定めたものでありますので、運用基準を逸脱して本町のみでの判断で要件を緩和できるものではありません。</p> <p>第3次聖籠町都市計画マスタープラン(案) P53において、「既存集落の人口維持を図るため、民間事業者による宅地開発の促進や空家の利活用を推進します。」と記載しており、「11号地域」に指定されていない地域についても同様と考えております。</p> <p>今後、「11号地域」になっていない既存集落の人口維持をどう図っていくかは、重要な課題としておりますので、貴重なご意見として承らせていただきます。</p>	なし